

京都市旅館業法施行令に基づく構造設備の基準に関する条例の一部を改正する条例  
(平成16年12月24日京都市条例第27号) (保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)

京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例の制定により旅館業の施設の入浴施設に係る構造設備の基準が整備されたことに準じ、当該基準を整備するとともに、当該基準に関し必要な経過措置を定めることとしました。

この条例は、平成17年1月1日から施行することとしました。

京都市旅館業法施行令に基づく構造設備の基準に関する条例の一部を改正する条例  
を公布する。

平成16年12月24日

京都市長 栄本 賴兼

京都市条例第27号

京都市旅館業法施行令に基づく構造設備の基準に関する条例の一部を改正  
する条例

京都市旅館業法施行令に基づく構造設備の基準に関する条例の一部を次のように改  
正する。

第2条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 入浴施設は、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 浴槽内の湯水を循環ろ過装置（ろ過器を通して循環させることにより浴槽  
内の湯水を浄化するための装置をいう。以下同じ。）を用いて再利用する場合  
にあっては、次のとおりとすること。

(ア) ロ過器は、浴槽の規模に応じたろ過能力を有し、かつ、逆洗浄（洗浄水  
を逆流させる洗浄をいう。以下同じ。）等適切な方法で洗浄するこ  
とができる構造とするとともに、ろ過器の前に集毛器を設けること。

(イ) 浴槽内の湯水の消毒の効果が高い箇所に消毒装置を設けること。

イ 浴槽において気泡発生装置等微小な水粒<sup>みつぼ</sup>を発生させる装置を設ける場合に  
あっては、その装置の空気取入口から土ぼこりが入らない構造とすること。

第3条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加え  
る。

(4) 入浴施設は、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 浴槽内の湯水を循環ろ過装置を用いて再利用する場合にあっては、次のとお

りとすること。

(7) ろ過器は、浴槽の規模に応じたろ過能力を有し、かつ、逆洗浄等適切な方法で洗浄することができる構造とともに、ろ過器の前に集毛器を設けること。

(i) 浴槽内の湯水の消毒の効果が高い箇所に消毒装置を設けること。

イ 浴槽において気泡発生装置等微小な水粒<sup>みつぼ</sup>を発生させる装置を設ける場合にあっては、その装置の空気取入口から土ぼこりが入らない構造とすること。

第4条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 入浴施設は、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 浴槽内の湯水を循環ろ過装置を用いて再利用する場合にあっては、次のとおりとすること。

(7) ろ過器は、浴槽の規模に応じたろ過能力を有し、かつ、逆洗浄等適切な方法で洗浄することができる構造とともに、ろ過器の前に集毛器を設けること。

(i) 浴槽内の湯水の消毒の効果が高い箇所に消毒装置を設けること。

イ 浴槽において気泡発生装置等微小な水粒<sup>みつぼ</sup>を発生させる装置を設ける場合にあっては、その装置の空気取入口から土ぼこりが入らない構造とすること。

第5条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 入浴施設は、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 浴槽内の湯水を循環ろ過装置を用いて再利用する場合にあっては、次のとおりとすること。

(7) ろ過器は、浴槽の規模に応じたろ過能力を有し、かつ、逆洗浄等適切な方法で洗浄することができる構造とともに、ろ過器の前に集毛器を設けること。

ること。

(イ) 浴槽内の湯水の消毒の効果が高い箇所に消毒装置を設けること。

イ 浴槽において気泡発生装置等微小な水粒<sup>みつば</sup>を発生させる装置を設ける場合にあっては、その装置の空気取入口から土ぼこりが入らない構造とすること。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に旅館業法第3条第1項本文の規定による許可の申請又は建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請がされている旅館業の施設の入浴施設のうち、この条例による改正後の京都市旅館業法施行令に基づく構造設備の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第4号、第3条第4号、第4条第4号又は第5条第6号の規定に適合しないものについては、これらの規定は、平成17年3月31日までの間は、適用しない。

3 前項の入浴施設のうち、平成17年4月1日現在において改正後の条例第2条第4号ア(イ)、第3条第4号ア(イ)、第4条第4号ア(イ)又は第5条第6号ア(イ)の規定に適合しないものについては、これらの規定は、適用しない。ただし、同日以後に当該入浴施設の循環ろ過装置の変更があったときは、この限りでない。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)